

## 米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議および調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

### (組織)

第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
  - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
  - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体および利用者の代表者
  - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

### (会議)

第5条 部会の会議は、規約第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

### (協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく協議が整ったものとみなす。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。